

聖籠町税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月10日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町規則第1号

聖籠町税条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町税条例施行規則（昭和49年聖籠町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第72号様式その1（裏面）を次のように改める。

第72号様式 その1
（裏面）

軽自動車税について

- この納税証明書は、四輪の軽自動車、二輪の小型自動車の継続検査の際使用いたします。
その他の車両は必要がありません。
- 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。
- 滞納が天災その他やむを得ない事由による場合には、その旨記載されます。
- この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後最初に到来する納期限の前日が記載されます。
- この税は、地方税法および聖籠町税条例の規定によって、表記の車両にかかる軽自動車税です。賦課期日は毎年4月1日です。車種ごとに年税額が課税されます。
- 税額**
それぞれの車種についての税率は表記のとおりです。
- 審査請求**
この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 督促及び滞納処分等**
納期限までに税金を完納しないために督促を受けますと、延滞金を徴収されるほか督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることとなります。
- 身体障がい者等の減免**
身体に障がいのある方または知的障がい、精神障がいのある方が所有する軽自動車等で一定の要件を満たす場合、申請により一台に限り、軽自動車税の減免を受けることができます。この場合は納期限までに申請してください。
- 事故車両等の軽自動車税の課税保留について**
事故等で車両が消滅し、または行方不明あるいは標識の紛失等の理由で、正規の廃車手続きができない方は、提出書類等税務財政課へおたずねください。認定により課税を保留いたします。
- 異動の申告等について**
軽自動車等の廃車、譲渡または使用者の住所変更は、ただちに申告してください。
- お尋ねについて**
以上のことについてのお尋ねは、税務財政課軽自動車税担当にお願いします。

第72号様式その2を次のように改める。

第72号様式 その2

番号	行政区コード	世帯コード

軽自動車税納税通知書
(口座振替)

様

◎指定口座から に口座振替となりますので、
この納付書による納付の必要はありません

納期限		
通知書番号	車種	税額
標識番号		
年税額(納付額)		

口座振替	
------	--

聖籠町長



軽自動車税について

1. この税は、地方税法および聖籠町税条例の規定によって、表記の車両にかかる軽自動車税です。賦課期日は毎年 4 月 1 日です。車種ごとに年税額が課税されます。

2. 税 額

それぞれの車種についての税率は表記のとおりです。

3. 審査請求

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に町を被告（町長を被告の代表者）として提起できるとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければすることができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

4. 督促及び滞納処分等

納期限までに税金を完納しないために督促を受けますと、延滞金を徴収されるほか督促状を發した日から起算して 10 日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

5. 身体障がい者等の減免

身体に障がいのある方または知的障がい、精神障がいのある方が所有する軽自動車等で一定の要件を満たす場合、申請により一台に限り、軽自動車税の減免を受けることができます。この場合は納期限までに申請してください。

6. 事故車両等の軽自動車税の課税保留について

事故等で車両が消滅し、または行方不明あるいは標識の紛失等の理由で、正規の廃車手続きができない方は、提出書類等税務財政課へおたずねください。認定により課税を保留いたします。

7. 異動の申告等について

軽自動車等の廃車、譲渡または使用者の住所変更は、ただちに申告してください。

8. お尋ねについて

以上のことについてのお尋ねは、税務財政課軽自動車税担当をお願いします。

T E L 0254 (27) 2111

附 則

この規則は、公布の日から施行する。